



平成28年6月13日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイエスエス
代 表 者 名 代表取締役社長 藤木 孝夫
(コード番号:6074)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役管理本部長 田原 富夫
T E L 06-6449-6121 (代表)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成28年6月13日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所を下線で示しております。)

なお、本決議は平成28年6月29日に開催予定の当社第41回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に係る各議案の承認可決を条件としております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
 - (2) コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
 - (3) 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
 - (2) 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
 - (2) 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
 - (3) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。
 - (2) 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。
また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。
8. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。
また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。
 - (2) 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
 - (2) 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

以 上